

＜令和7年 秋の交通安全市民運動＞
報告期限：10月6日（月）

★あいち電子申請・届出システム利用方法★

※通信料は、送信される方の御負担となります。御承知おきください。
※下記のQRコード、URLは、「令和7年 秋の交通安全市民運動報告書」のもので、一定期間を経過しますと、アクセスできなくなります。

1 あいち電子申請・届出システムにアクセスしてください。

令和7年秋の運動報告 専用
二次元コード →



リンク URL は以下のとおりです。

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyota/smart-apply/apply-procedure-alias/2025akinoundou>

↑ こちらの URL は、
「豊田市交通安全市民会議ホームページ」
(<https://signal.toyota.aichi.jp>) の
「交通安全情報」に、掲載しております。



- 2 「アカウント登録・ログイン」または「メールで申請」 どちらか希望する方をクリックしてください。
- 3 「メールで申請」の場合、確認メールが送信されるので、**メール本文にある URL** をクリックしてください。
- 4 利用規約をお読みいただき、「**利用規約に同意する**」にチェックをして、「**申請に進む**」をクリックしてください。
- 5 **団体名を入力し、「次へ進む」**をクリックしてください。
- 6 入力フォームの項目を回答し、**活動写真がある場合は写真のデータを添付**してください。入力が終わりましたら、「**次へ進む**」をクリックしてください。

活動写真の添付は、1つの回答枠に1つです。

- 7 報告内容を確認し、誤りがなければ「**この内容で申請する**」をクリックしてください。

➡裏面へ

- 8 報告が完了したら、完了画面に切り替わり、初めに入力したメールアドレスに「提出完了のお知らせ」のメールが送信されます。

※報告内容は、完了画面の「申請内容はこちら（申請詳細）」又は送信されたメールにある URL をクリックすると確認できます。

団体で報告内容を保管する場合は、画面を印刷するか、メールアドレスを保管するようにしてください。

PDF データでのダウンロードはできません。

★提出完了後、誤りに気付いた場合（申請取り下げ）

報告期限内であれば申請を取り下げることができます。

「申請を取り下げる」、「取り下げる」の順にクリックして、メールが送信されましたら、再度訂正した内容を改めてご報告ください。

報告期限後の取り下げはできません。

【問合せ】

豊田市交通安全市民会議事務局

電話: 3 4 - 6 6 3 3 FAX: 3 2 - 3 7 9 4